

## 野菜の産地強化計画の策定について

|      |   |
|------|---|
|      | 平成13年11月16日付け13生産第 6379号<br>農林水産省生産局長通知 |
| 一部改正 | 平成17年 4月 1日付け16生産第 8456号                |
| 一部改正 | 平成17年 6月22日付け17生産第 1651号                |
| 一部改正 | 平成18年11月14日付け18生産第 3958号                |
| 一部改正 | 平成19年 3月30日付け18生産第 9005号                |
| 一部改正 | 平成20年 3月21日付け19生産第 8796号                |
| 一部改正 | 平成22年 1月28日付け21生産第 7200号                |
| 一部改正 | 平成23年 3月31日付け22生産第10947号                |
| 一部改正 | 平成25年 2月 1日付け24生産第 2659号                |
| 一部改正 | 平成25年 5月16日付け24生産第 3203号                |

### 第1 産地強化計画の趣旨

野菜産地においては、国際競争にも耐えうる体質の強い国内産地体制を確立するため、産地独自の産地改革計画に基づく取組の推進による野菜の構造改革を実施してきたところであり、一定の成果が得られている。

一方で、国産野菜の産地では、高齢化、担い手の減少などが進行し、近年の猛暑や予測の困難な局地的豪雨等の異常気象の発生と相まって、産地基盤の脆弱化が進むとともに、加工・業務用需要を中心として輸入野菜のシェアは依然高い傾向にある。

このような状況を踏まえ、将来においても安定的な野菜の生産及び供給を確保するため、多様な担い手を確保しつつ、産地基盤の強化を図り、消費者・実需者のニーズに対応した、一層の低コスト化、高付加価値化及び加工・業務用需要への対応強化等を通じて、輸入野菜との品質・価格競争に打ち勝つために、競争力ある生産供給体制の確立等を図るための構造改革を引き続き推進することが重要である。

このため、各産地の特性や意向を踏まえ、加工・業務用の増加といった需要動向の変化に対応した産地の将来像を実現する、産地ごとに明確な目標を定めた構造改革を引き続き実施するための計画（以下「産地強化計画」という。）を策定することとする。

### 第2 産地強化計画の内容

1 産地強化計画の策定主体（以下「計画主体」という。）は、次に掲げる事項を内容とする産地強化計画を、品目（産地強化計画の対象とする野菜が野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下「法」という。）第2条に規定する指定野菜（以下「指定野菜」という。）の場合にあっては、同条に定める種別。以下同じ。）を定めて別記様式1号により策定するものとする。

- (1) 産地の将来方向
- (2) 当該産地における具体的な目標
- (3) 目標を実現するための方策
- (4) その他産地の構造改革に必要な事項

2 計画主体は、産地強化計画の内容が次に掲げる事項に適合するように、十分留意するものとする。

- (1) 産地強化計画を実施することにより、目標年度までに産地として当該品目の安定的な生産供給体制の構築が図られるものであること。

- (2) 設定した数値目標の達成が確実に図られるものであること。
  - (3) その他別記の「都道府県において産地強化計画を認定する際の検討項目」を満たすものであること。
- 3 計画主体は、産地強化計画を変更する必要がある場合には、1及び2を準用し変更するものとする。

### 第3 対象となる野菜

指定野菜又は野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号。以下「規則」という。）第8条に規定する特定野菜（以下「指定野菜等」という。）を生産している産地は、可能な限り計画を策定するものとし、その他野菜についても必要に応じて計画を策定するものとする。

### 第4 産地の対象範囲

産地強化計画の策定に当たっては、原則として法第4条第1項に規定する野菜指定産地（以下「野菜指定産地」という。）又は特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（昭和51年10月1日付け51食流第5508号農林事務次官依命通知）第3(2)に規定する対象産地（以下「指定産地等」という。）にあっては、指定産地等をその範囲として策定するものとする。

ただし、契約指定野菜安定供給事業実施要領（平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知。以下「契約指定要領」という。）第1に規定する登録認定農業者等が策定する場合等にあっては、この限りでない。

### 第5 計画主体

- 1 計画主体は、指定産地等の区域の全部若しくは一部をその地区の全部若しくは一部とする農業協同組合、法第10条第1項の登録生産者、規則第9条第1項第1号の相当規模生産者、登録認定農業者等又は3戸以上の営農集団等とする。

なお、指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）第6の1の価格差補給交付金等の交付に係る交付予約を行おうとする法第10条第1項に規定する登録出荷団体に対し当該予約に係る野菜の出荷の委託を行おうとする産地にあっては、農業協同組合が計画主体となることを原則とする。

- 2 都道府県普及指導センター及び市町村（以下「都道府県普及指導センター等」という。）は、構造改革を推進し、競争力のある生産供給体制の確立等を図るため、計画主体に対し、低コスト化、高付加価値化及び加工・業務用需要への対応強化等の目標設定について産地の実情や目指す方向を適切に踏まえた産地強化計画が策定され、また、当該計画に基づく取組の推進が的確になされるよう、必要に応じて、指導・助言できるものとする。

なお、営農集団が計画主体となる場合にあっては、農業協同組合は必要に応じて、都道府県普及指導センター等に準じて指導・助言できるものとする。

### 第6 産地強化計画の対策期間

産地の構造改革の進展を図るため、産地強化計画の策定は、可能なかぎり早期に行うこととする。同計画に基づく対策期間は、計画策定時から平成27年度までとする。

### 第7 産地強化計画の認定等

- 1 計画主体は、別記様式1号に基づき策定した産地強化計画を別記様式2号により都道府県知事に提出して、認定を受けるものとする。その際都道府県知事は、別記

の「都道府県において産地強化計画を認定する際の検討項目」に基づき審査することとする。

- 2 都道府県知事は、1の認定に当たり、あらかじめ別記様式3号により地方農政局長等（北海道にあつては農林水産省生産局長。沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に協議するものとする。
- 3 産地強化計画の変更のうち次に掲げる重要な変更については、1及び2を準用するものとする。
  - (1) 計画主体の変更（次項の軽微な変更を除く。）
  - (2) 計画策定対象品目の変更
  - (3) 産地の将来方向の変更
  - (4) 戦略タイプの変更
  - (5) 達成目標及び目標達成のための数値目標の変更
- 4 計画主体は、産地名、市町村名及び計画主体名などの軽微な変更があつた場合には、別記様式2号の2により都道府県知事に届出を行い、都道府県知事は、別記様式3号の2により地方農政局長等に届出を行うものとする。

## 第8 産地強化計画の公表

都道府県知事は、産地強化計画の認定（変更する場合を含む。）を行った場合には、その概要の公表に努めるものとする。

## 第9 産地強化計画の実績報告

- 1 計画主体は、毎年の実績報告を、別記様式4号により都道府県知事に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の報告を受けたときは、毎年1月末までに別記様式5号により地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 計画主体は、対策期間経過後において、産地強化計画達成状況報告を、別記様式6号により速やかに都道府県知事に提出するものとする。
- 4 都道府県知事は、産地強化計画の目標年終了後の目標達成状況について、別記様式1号の2の「達成目標」及び3により提出された産地強化計画達成状況報告により、計画策定時の目標値と目標年における実績値を比較して、確認するとともに、達成状況に応じ、都道府県において必要な指導等を行うものとする。
- 5 都道府県知事は、3の報告のうち目標年の達成目標の実績値が達成目標の80%未満の場合、目標年度の次年度の7月末までに別記様式7号による報告を地方農政局長等に提出するものとする。

## 第10 国の支援

第7により産地強化計画の認定を受けた産地が産地強化計画の認定を受けることを採択の条件とする国の支援を受ける事業を実施する場合は、当該産地における産地強化計画の策定・実施と極力一体的に推進するものとする。

## 第11 他の計画等との関係

計画主体は、産地強化計画の策定に当たっては、野菜指定産地の「生産出荷近代化計画」、農業経営基盤強化促進基本構想等の他の計画との整合性に十分配慮することとする。

附 則（平成17年4月1日付け16生産第8456号）

- 1 この通知による改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現に存する産地改革計画については、この通知による改正前の第10の規定は、なおその効力を有する。  
附 則（平成17年6月22日付け17生産第1651号）  
この通知による改正は、平成17年6月22日から施行する。  
附 則（平成18年11月14日付け18生産第3958号）
- 1 この通知による改正は、平成18年11月14日から施行する。
- 2 この通知による改正前の野菜の産地強化計画の策定について（以下「旧通知」という。）の規定に基づき産地強化計画の認定を受けた産地に係る野菜の産地強化計画の策定について第10及び野菜構造改革促進特別対策事業の運用について（平成14年4月1日付け13生産第9957号農林水産省生産局長通知）第1の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現に申請されている産地強化計画の認定については、旧通知の規定に基づき行うことができる。
- 4 指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）第5の1の価格差補給交付金等の交付に係る交付予約を行おうとする野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第10条に規定する登録出荷団体に対し当該予約に係る野菜の出荷の委託を行おうとする産地以外の産地に係る産地強化計画にあっては、野菜の産地強化計画の策定について第2及び第7の規定の適用については、当分の間、従前の例によることができる。  
附 則（平成19年3月30日付け18生産第9005号）  
この通知による改正は、平成19年4月1日から施行する。  
附 則（平成20年3月21日付け19生産第8796号）  
この通知による改正は、平成20年4月1日から施行する。  
附 則（平成22年1月28日付け21生産第7200号）
- 1 この通知による改正は、平成22年1月28日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現に存する産地強化計画については、この通知による改正前の第9の規定は、なおその効力を有する。  
附 則（平成23年3月31日付け22生産第10947号）  
この通知による改正は、平成23年4月1日から施行する。  
附 則（平成25年2月1日付け24生産第2659号）
- 1 この通知による改正は平成25年2月1日から施行する。
- 2 第9の1及び2の規定は、この通知の施行後に策定された産地強化計画について適用する。
- 3 この通知の施行の際現に存する産地強化計画については、この通知による改正前の第9の1の規定は、なおその効力を有する。
- 4 第9の5の規定は、この通知の施行の際現に存する産地強化計画にも適用する。この場合において、第9の5中「3」とあるのは「平成25年2月1日付け24生産第2659号による改正前の第9の1」と、「目標年度の次年度の」とあるのは「平成25年」と読み替えるものとする。  
附 則（平成25年2月16日付け24生産第3203号）  
この通知による改正は平成25年5月16日から施行する。

## 別記

### 都道府県において産地強化計画を認定する際の検討項目

#### 1 全体検討項目

- (1) 目標が達成されれば、価格面又は品質面において、当該産地の産品が輸入品に対抗することができるようになっていること。
- (2) 目標達成のための具体的な手段及び進め方が示されていること。
- (3) (2)の具体的な手段及び進め方は、実現可能と考えられるものであること（関係者の協力が得られること等）。

#### 2 産地強化計画様式の各項目別検討項目

##### (1) 産地の将来方向

ア 新規就農者等の育成を積極的に行うなど、産地として育成すべき経営体（担い手）の育成・確保を進めるものであること。

イ 作付面積が、産地の単収、出荷量等と整合性のとれた適切なものであること。また、戦略タイプごとに取り組む出荷量又は作付面積（以下「出荷量等」という。）が、現状及び目標とする作付面積等からみて適正であり、かつ、過大でないこと。

##### (2) 戦略ごとの取組内容

ア若しくはウの戦略タイプ単独で、又はア、イ、ウ若しくはオの戦略タイプを組み合わせる取り組む場合には、全出荷量又は全作付面積（以下「全出荷量等」という。）のうちこれらの戦略タイプで取り組む出荷量等の合計の占める割合が概ね30%以上であること（但し、オの戦略タイプを含む取組の場合には、これに併せて、全出荷量等のうちオの戦略タイプで取り組む出荷量等の占める割合が概ね5%以上であること。）

イ又はオの戦略タイプ単独で取り組む場合には、全出荷量等のうちこれらの戦略タイプで取り組む出荷量等の占める割合が概ね5%以上であること。

エを含む複数の戦略タイプで取り組む場合には、全出荷量等のうちアからオまでの戦略タイプで取り組む出荷量等の占める割合が概ね100%であること。

また、環境に配慮した生産・流通の取組をしていること。

##### ア 低コスト化タイプ

輸入野菜にコスト面でも対抗しうる産地とするため、生産・流通コストの削減等を目標とする更なる低コスト化の取組

##### イ 契約取引推進タイプ

実需者のニーズに応えつつ、安定した経営を確保するため、定量、定価、定時、定質による契約取引の継続・拡大等の取組

##### ウ 高付加価値化タイプ

消費者・実需者ニーズに対応して、品質、機能性、安全・安心、鮮度などの観点から差別化・付加価値化した野菜を供給する取組

##### エ 資材低減タイプ

資源循環型の持続可能な産地とするため、効率的な施肥体系への転換等を行い肥料、燃油その他資材の使用を抑制する取組

##### オ 加工・業務用推進タイプ

加工・業務用需要に対応した生産の拡大を図るために、実需者ニーズを踏まえて、加工・業務用野菜を安定供給する取組

##### (3) 戦略ごとの具体的な数値目標

ア 低コスト化タイプの場合、  
露地野菜

は種、定植、収穫、調製のうち、少なくとも1以上の作業において、機械化の推進により現状よりコスト低減が図られるとともに、規模拡大又は他作物の導入が図られていること。また、試算が可能であれば、輸入品と比較して、対抗可能な価格であること。

#### 施設野菜

低コスト耐候性ハウス（超低コストハウスを含む。）の導入、点滴かんがいの導入、高設栽培の導入、施設管理の自動化等により、現状よりコスト低減が図られるとともに規模拡大又は他作物の導入が図られていること。また、試算が可能であれば、輸入品と比較して、対抗可能な価格であること。

イ 契約取引推進タイプの場合、量的又は質的に契約取引の改善が図られるようになっていること。又、通いコンテナの普及、規格の簡素化、新たな輸送システムの構築等の取組がなされていることが望ましい。

ウ 高付加価値化タイプの場合、他と差別化できる特徴をもっていること。既に取り組まれている場合には量的な拡大又は質的な改善が図られること。

エ 資材低減タイプの場合

#### 露地野菜

土壌診断の結果に基づく適正施肥の推進、効率的施肥技術の導入、単肥その他の低価格肥料の利用推進等を行うことにより、現状より肥料その他資材の使用の抑制が図られていること。

#### 施設野菜

に加え、循環扇の導入、省エネルギー効果の高い被覆材、加温設備の導入等を行うことにより、現状より燃油その他資材の使用の抑制が図られていること。

オ 加工・業務用推進タイプの場合、加工・業務用品種の導入、加工・業務用規格での生産・出荷、大型コンテナによる流通効率化等により加工・業務用野菜出荷の拡大が図られること。